

銚田・大洗広域事務組合事務決裁規程

令和3年4月1日訓令第1号

(目的)

第1条 銚田・大洗広域事務組合における事務の決裁については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(決裁及び専決事項)

第2条 管理者の決裁及び事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の決裁事項 銚田市事務決裁規程（平成17年銚田市訓令第6号）に定める銚田市長の決裁事項及び銚田市副市長の専決事項の規定の例による。
- (2) 事務局長の専決事項 銚田市事務決裁規程に定める銚田市の部長及び課長の専決事項の規定の例による。

(類推による専決)

第3条 事務局長は、前条に定める専決事項以外のものであっても、その事務の内容が前条に準じて処理してよいと類推されるものについては、専決することができる。

(専決事項の制限)

第4条 事務局長の専決事項であっても、特命事項、重要又は異例と認められる事項、新規な事項及び疑義のある事項については、管理者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第5条 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

- 2 前項の場合において、管理者及び副管理者が共に不在のときは、事務局長が管理者の事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局長補佐がその事務を代決する。

(代決の制限)

第6条 前条の規定による代決は、あらかじめその処理について指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほかは、行うことができない。

(後閲)

第7条 代決した事項については、速やかにその事務の決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(銚田市事務決裁規程の例)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁、代決、専決その他事務処理について必要な事項は、銚田市事務決裁規程の規定の例によるものとする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。